



the most beautiful
villages
in japan

中札内村は「日本で最も美しい村」連合に
加盟しています。

なかさつない
農業委員会 だより
HOKKAIDO NAKASATSUNAI

2024年
NO.47

令和6年9月

◎発行 中札内村農業委員会 〒089-1392 電話(0155)67-2498 FAX(0155)67-2156



青い空、連なる山々、大地の恵み 写真提供 片山 祐二氏

主な記事

Contents

- ◆ 農業者年金の節税効果…………… P2
- ◆ 農地の贈与について…………… P3
- ◆ R7年4月から農地中間管理事業は1本化
…………… P4
- ◆ 独身農業者の婚活を応援します!… P5
- ◆ 新規就農激励会を開催… P6



中札内村農業委員憲章

- 一、農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。
- 一、農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

平成二十八年十月二十五日制定

農業者年金の節税効果についてご紹介します！

- ・農業者年金のメリットについてこれまでご紹介していますが、今回はあまり知られていない「節税効果」についてご紹介します！
- ・農業者年金に加入すると、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告の際は保険料支払証明書の添付は必要ありません。ただし、確定申告書に保険料額を記入してください。(所得税法第120条第3項第1号 所得税法施行令第262条第1項第2号)

保険料支払いによる節税効果（所得税・個人住民税）の目安

課税対象所得	税率 (所得税+住民税10%)	加入者の支払った保険料別の年間節税額		
		通常加入または 政策支援加入	通常加入	
		月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
195万円以下	15.1%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
195万円超 330万円以下	20.2%	2万4千円	4万8千円	16万2千円
330万円超 695万円以下	30.4%	3万6千円	7万3千円	24万4千円



保険料支払いによる節税効果の試算例はコチラ！（あくまで参考です）

例：課税対象所得が150万円（税率15.1%）の場合の年間税額

①農業者年金に未加入の場合

$150\text{万円} \times 15.1\% = 226,500\text{円}$

②農業者年金に加入した場合（保険料月額2万円、年額24万円）

$(150\text{万円} - 24\text{万円} = 126\text{万円}) \times 15.1\% = 190,260\text{円}$

①－②＝年間 36,240円節税されます！

③夫婦で農業者年金に加入した場合（同一生計）の税額（それぞれ保険料月額2万円、年間合計48万円）

$(150\text{万円} - 48\text{万円} = 102\text{万円}) \times 15.1\% = 154,020\text{円}$

①－③＝年間 72,480円節税されます！



将来受け取る農業者年金は「公的年金等控除」の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金の合計額が110万円までは全額非課税となります。

加入相談については中札内村農業協同組合又は中札内村農業委員会まで！

農地の贈与について

通常、贈与税は暦年課税ですが、後継者に農地を贈与することを検討される場合、「相続時精算課税の特例」や「贈与税の納税猶予の特例」の制度（**受贈者が確定申告時期に税務署への届出が必要**）の選択がありますので、税理士などと早めに検討されることをお勧めします。

また、農地の贈与には農地法第3条の許可が必要となります。



農地と農地以外の地目が混在している場合は、農地面積を確定させるために、測量や分筆、農業委員会による地目の確認が必要となる場合があります。

**経 営 継 承
農地の贈与**



通常の贈与（暦年課税）

1年間に贈与により取得した財産の価格の合計額から基礎控除額110万円（年間）を控除し、残額に応じた税率を適用して贈与税額を算出します。

※基礎控除額110万円（年間）を超えない贈与の場合、申告が不要です。



詳しくは
国税庁パンフ

◆「相続時精算課税制度」活用のポイント ※本村ではこの制度を利用する方が多いです

60歳以上の親から18歳以上の子・孫等への贈与

◎この制度を活用すると1年間に贈与により取得した財産の価格の合計から**基礎控除110万円（年間）が控除され**、更に累計2,500万円（複数年可）までの特別控除が適用されます。

控除額を超えた部分に対しては一律20%で贈与税が課税されます。

※基礎控除額110万円（年間）を超えない贈与の場合、申告が不要です。

◎贈与者が死亡した時には、贈与された農地と他の相続財産の合算（贈与時の価格）から**基礎控除額（贈与時）の合計を差し引いた額**に対して相続税が課税され、既に支払った贈与税があるときには、相続税から控除されます。

※この制度を活用した場合、暦年課税での贈与を受けることができなくなります。

◆「贈与税の納税猶予の特例」活用のポイント

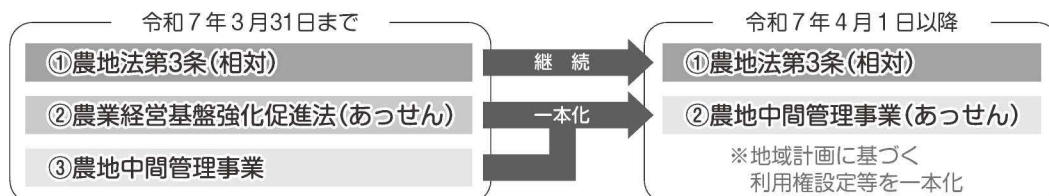
農業を営んでいる親が、農地等の全部を後継者である子に生前一括贈与した場合、贈与者（親）が死亡するまで贈与税の納税を猶予し、贈与者が死亡した時には、贈与した農地を親から相続によって取得したものとみなし、相続税が課税される制度です。

◎贈与税が免除される前に、農地を売却したり転用したりすると、利子税とともに猶予された贈与税を支払わないといけなくなります。

令和7年4月から農地の利用権設定等は 地域計画に基づく農地中間管理事業の活用が基本となります

地域計画に基づく農地の利用権設定等を農地中間管理事業に一本化

令和7年4月以降に効力が発生する農地の貸借や売買等を行う場合は、①農地法に基づく許可を得るか、②農地中間管理機構を通す農地中間管理事業を活用するか、どちらかの手続きになります。



地域計画とは（国が目指すイメージ）

地域計画は、全国で農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることを懸念し、概ね10年後の目指す姿（目標地図）を含めて、村が作成します。

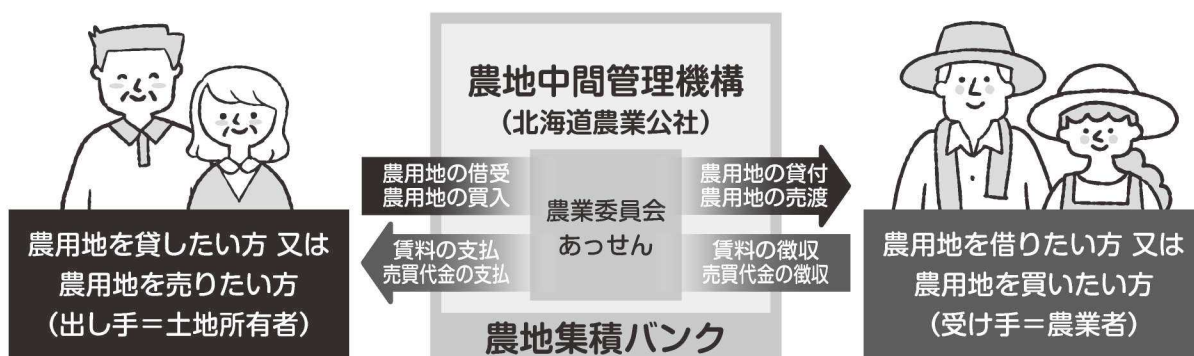
農地中間管理事業の活用にあたっては、地域計画の達成に資することが必要となります。



農地中間管理事業とは

農地中間管理機構は知事が指定した公的機関であり、北海道では北海道農業公社が指定を受け、農地中間管理事業を行っています。

農地中間管理事業とは、農地の所有者（出し手）から、農業委員会のあっせんにより地域計画（目標地図）に位置付けられた耕作者（受け手）に対して、農地中間管理機構を通して農地の権利移動（貸借・売買等）を行う事業です。



※賃貸借の場合、農業公社への手数料は無料ですが、売買の場合、手数料がかかります。

※令和7年4月以降の契約から適用されます

中札内村農業担い手センター からお知らせ

☎67-2495

独身農業者の本気の婚活を応援します！

本村で営農する独身農業者（後継者）に対して、婚活（イベント・アプリ・結婚相談所）に係る費用を上限5万円まで助成します。

お気軽にお問い合わせください。

♡おびしんキューピット

帯広信用金庫が開設している結婚相談所で、十勝管内在住者向けに、婚活支援事業を実施しています。

会員制で、プロフィールや結婚相手の希望条件、写真などを登録し、双方が会ってみたいとなれば、おびしんキューピット事務局が1対1のお見合いをセッティングしてくれます。また、最初のお見合いの際、名前等の個人が特定できる情報は明かされず、30分程度お話しした後、別室で事務局から交際を希望するか確認があります。双方が希望した場合、初めて名前等を教え合うといった流れになっており、プライバシーの面で気軽に参加することができます。

仮申込はこちらから!!



☎0155-67-7845(直通)

中札内村から お知らせ

施設課 施設グループから

☎67-2496

交通ルール・運転マナーを 守りましょう！

トラクター等の運行時には、一般自動車との安全確保のため、交通ルールと運転マナーを守りましょう。



特に次の点について気を付けて農作業を行ってください。

- ・道路上での農作業はやめましょう。
- ・道路上に長時間にわたり大型農機具やトラックを放置しないようにしましょう。交通事故発生の原因になります。
- ・舗装道路上での農作業の際、畑から出る前には、必ず泥を落としてから走行しましょう。道路に落ちた大きな泥のかたまり等は、交通の妨げとなる恐れがあります。
- ・たい肥や飼料作物等を積載している場合は、道路に落とさないように注意しましょう。
- ・やむを得ず道路を汚した場合は、速やかに清掃するようにしましょう。

農地などの 不動産の相続登記は お済みですか

不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、所有権移転登記が必要です。

相続登記をしない場合、相続協議が複雑化する可能性や権利移転がすぐにできないといったことがあります。

トラブルを未然に防ぐためにも早めに相続登記をしましょう。

登記の手続き先（最寄り）は、釧路地方法務局帯広支局となります。

また、司法書士等に手続きを依頼（有料）する方法もあります。

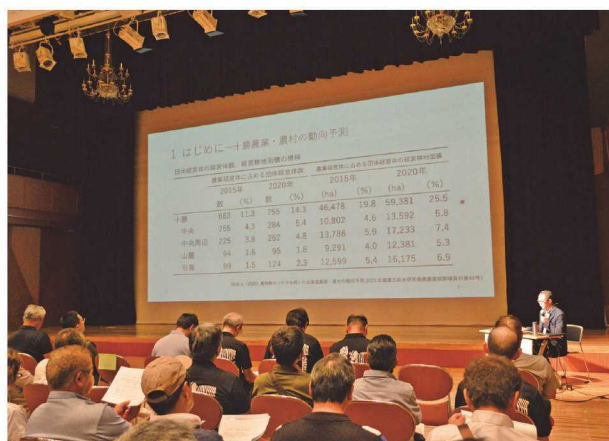
※相続登記は令和6年4月から義務化されています。また、過去の相続にも適用されます。



第29回南十勝農業委員会 委員・職員研修会及び交流会

8月21日(水)本村において、十勝農業改良普及センター主査の浦中慶大氏を講師に、「持続可能な農業のための担い手確保・育成」と題し、今後の農業経営体の推移や適正な経営規模、道内での新規就農者への支援事例についてお話しいただきました。

また、南十勝は広尾町、大樹町、幕別町、更別村、本村の農業委員で構成しており、パークゴルフでも交流を深めました。



新規就農激励会を開催!

6月24日役場で、農業担い手育成センター主催による「農業後継者新規就農及び農業後継者配偶者激励会」が開催されました。新たな後継者4名と農業後継者配偶者1名(当日欠席)に対して、森田村長(同センター理事長)から「感謝の気持ちを忘れないで頑張ってください」と激励しました。

また、新規後継者を代表して阿部翔希さんから、「現在は飼料価格の高騰や乳用牛の子牛の価格の下落により、多くの酪農家が経営困難に陥っています。今後は経営状況を見直ししながら、生活の基盤となる農業を支えていきたいと思います」と抱負をお話しいただきました。



前列右から、佐藤増成さん、阿部翔希さん、杉山和也さん、道田康平さん

<農地に関する各種申請手続き>

毎月10日までにお願ひします!

農業委員会では毎月1回(原則として月の25日前後)に総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等の申請をする場合は、毎月10日(休日の場合は前日)までに申請書を農業委員会へ提出してください

過去の農業委員会だよりを
QRコードから
ご覧いただけます。



農業委員会だより第47号
発行 令和6年9月

ご意見・ご感想などを
是非お寄せください。

委員長 坪田 充隆
委員 佐藤 孝志
委員 大内 正樹
委員 鈴木 克仁
委員 山本 聖子
委員 加茂 裕雄

〈広報委員〉

中札内村から 産業課 産業グループから



☎67-2495

農地や生活を守る!

防風保安林の効果について

- ・強い風から農作物や住環境を守る
- ・吹雪による視界不良や吹きだまりから道路や家屋を守る
- ・風食、表土や肥料の喪失を防ぐ
- ・土煙による交通事故を防ぐ
- ・地温を高め、作物の成長を早める



防風保安林へのごみ(野菜残さ等)の 投棄は犯罪です

防風保安林は、上段記事のとおり皆様の生活や農作物を守る大切な財産です。

野菜残さやごみなどを捨てることは不法投棄にあたります。

今後も警察と連携して、不法投棄防止に努めています。